

青色申告特別控除の見直し（1/2）

一言解説

記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について見直しが行われます。

1. 概要

(1) 現行制度における青色申告特別控除については、以下のとおりです。

- ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者の方が、これらの所得に係る取引を「正規の簿記」の原則（一般的には複式簿記をいいます。）により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書等（青色申告決算書）を確定申告書に添付して、当該確定申告書をその提出期限までに提出した場合には、その年分のこれらの所得金額から最高55万円を控除することができます。
 - ② 上記①の方のうち、その年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たした電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出した方又はe-Taxによる電子申告を行った方は、最高65万円を控除することができます。
 - ③ 上記①及び②以外で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者の方は、簡易な帳簿による記帳であってもその年分のこれらの所得金額から最高10万円を控除することができます。
 - ④ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている方や事業の規模でない不動産貸付業を営む方については、上記①の最高55万円の控除及び上記②の最高65万円の控除を受けることはできませんが、上記③の最高10万円の青色申告特別控除を受けることができます。
- (2) 今回の改正により、税務手続のデジタル化を推進するため、電子帳簿の利用に応じた青色申告特別控除の上乗せが行われるとともに、官民連携による普及支援や電子申告への移行、記帳水準の向上等に向けた取組みが継続して行われます。

2. 改正の内容

青色申告特別控除について、以下の見直しが行われます。

- (1) 55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに**電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと**を適用要件に加えた上、控除額が**65万円**に引き上げられます。

適用時期

令和9年分以後の所得税から適用されます。

留意事項

その他所要の措置が講じられます。

青色申告特別控除の見直し（2/2）

2. 改正の内容 ※前頁より続き

- (2) 65万円の青色申告特別控除について、対象者を**上記(1)の見直し後の要件を満たす者**であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより**電磁的記録の保存等を行っていること**（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限ります。）**との要件を満たすものとした上で、控除額が75万円に引き上げられます。**
- ① 仕訳帳および総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合
 - ② 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限ります。）のうち、その保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合
- (3) 10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者が**除外**されます。
- ① その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合
その年の前々年分の**不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの**
 - ② その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合
その年の前々年分の**事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの**